

議席番号		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	結果	賛成	反対	無効				
議員名		相原孝彦	桜井博義	佐藤澄子	日向清一	斉藤健二	武田猛見	遠藤秀鬼	佐藤美喜子	高橋盛佳	柳村一	熊谷初男	高橋寿	佐々木剛	山谷仁	鎌田忍	武田俊和	西村繁	黒沢明夫	山本博	長内信平	川原清	角掛邦彦								
議案等番号	議案名等																														
議案第1号	平成23年度滝沢村一般会計補正予算（第2号） ・歳入歳出に2,001万9千円を追加し、予算総額を152億538万7千円とする議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0	—
議案第2号	平成23年度滝沢村下水道事業特別会計補正予算（第1号） ・歳入歳出に200万円を追加し、予算総額を10億4,174万9千円とする議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0	—
承認第1号	平成22年度滝沢村一般会計補正予算（第8号）の専決処分の承認を求めることについて ・歳入歳出に1,092万5千円を追加し、予算総額を157億4,988万5千円とする補正予算を平成23年3月22日に専決処分したため議会の承認を求めようとする議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0	—
承認第2号	平成22年度滝沢村一般会計補正予算（第9号）の専決処分の承認を求めることについて ・歳入歳出に5,299万1千円を追加し、予算総額を158億287万6千円とする補正予算を平成23年3月31日に専決処分したため議会の承認を求めようとする議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0	—
承認第3号	平成22年度滝沢村後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）の専決処分の承認を求めることについて ・歳入歳出に50万8千円を追加し、予算総額を2億3,068万3千円とする補正予算を平成23年3月31日に専決処分したため議会の承認を求めようとする議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0	—
承認第4号	平成23年度滝沢村一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認を求めることについて ・歳入歳出に7,536万8千円を追加し、予算総額を151億3,536万8千円とする補正予算を平成23年4月11日に専決処分したため議会の承認を求めようとする議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0	—
承認第5号	滝沢村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて ・東北地方太平洋沖地震の発生に伴う村民税個人分の軽減・免除規定を追加する必要が生じたこと、及び、国民健康保険税に関し地方税法施行令の一部を改正する政令が平成23年3月30日に公布されたことに伴い、滝沢村税条例を改正する必要が生じ、平成23年3月31日に滝沢村税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、その承認を求めようとする議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0	—
発議第1号	滝沢村議会委員会条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて ・東北地方太平洋沖地震に伴う議員の任期延長による経過措置に伴い、平成23年5月1日からこの条例の施行日以後初めてその期日を告示される選挙の前日までの間の常任委員会の委員の定数は、総務常任委員会7名、教育民生常任委員会8名、産業建設常任委員会7名としようとする議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0	—
発議第2号	滝沢村議会の政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正することについて ・東北地方太平洋沖地震に伴う議員の任期延長による経過措置に伴い、平成23年5月1日からこの条例の施行日以後初めてその期日を告示される選挙の前日までの間の政務調査費の額は、13,636円としようとする議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0	—
発議第3号	滝沢村議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて ・東北地方太平洋沖地震に伴う議員の任期延長による経過措置に伴い、平成23年5月1日からこの条例の施行日以後初めてその期日を告示される選挙の前日までの間の議長、副議長及び議員の議員報酬の額は、第2条に規定する議長、副議長及び議員の当該報酬月額から26,637円を減じ、平成23年6月に支給する期末手当の額は、第8条第2項の規定により計算した額から43,651円を減じようとする議案	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	可決	20	0	—

※ ○：賛成、×：反対、△：棄権

※ 角掛邦彦議員は議長であるため採決には加わりません。

※ 21番 川原 清議員は欠席です。